

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 25 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市明科林道天平線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月13日

安曇野市長 太田 寛

### 1 和解の相手方

相手方1（事業者）

住所 東京都練馬区春日町2-4-22番地

氏名 イタバシ株式会社セルフ春日町SS店

相手方2（車両使用者）

住所 東京都

氏名

### 2 事故の概要

令和5年9月3日、損害賠償請求者が運転する軽自動車は長峰山頂方面から林道天平線を走行中、不具合を生じていた道路横断構造物が跳ね上がり、車体下部を損傷したものである。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として相手方1（事業者）に対し69,450円を、相手方2（車両使用者）に対し245,920円合計315,370円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 25 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 1045 番地 9 における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 30 日

安曇野市長 太田 寛

### 1 和解の相手方

住所 安曇野市豊科 4903 番地 1

氏名 株式会社 藤森プロパン商会

### 2 事故の概要

令和 5 年 10 月 30 日、安曇野市豊科高家 1045 番地 9 において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した。衝突した車両がアパートにぶつかり、ガス配管が損傷した物損事故。

### 3 和解の内容

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 126,500 円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。